

議案第 55 号

多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町福祉医療費助成条例（平成29年多可町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第20号中「第41条の3の3第2項」を「第41条の3の11第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町福祉医療費助成条例の新旧対照表

現	行	改	正
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(19) (略) (20) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第41条の3の3第2項</u>の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）の合計額が80万円以下である者をいう。		(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(19) (略) (20) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第41条の3の11第2項</u>の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）の合計額が80万円以下である者をいう。	